

金沢オセロクラブ 会則

第1条 総則

(名称) 第1項 本会は、「金沢オセロクラブ」（以下「本会」という）と称する。

(目的) 第2項 本会は、オセロを通じて金沢市民の交流を深めるとともに、マインドスポーツとしての普及・振興を図る。あわせて、競技を通じた思考力やマナーの向上により、青少年の健全な育成を支援し、地域のコミュニティ活性化に寄与することを目的とする。

(関係団体との連携) 第3項 本会は、その目的を達成するため、日本オセロ連盟北陸ブロックと緊密な連携を図り、競技の普及および公認行事への協力を行う。

(活動の種類) 第4項 本会は、第2項の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 定期的なオセロ練習会および交流会の開催
2. 初心者向けの講習会や体験イベントの実施
3. 日本オセロ連盟北陸ブロックが主催する行事への協力
4. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第2条 会員

(会員) 第5項 本会の会員は、本会の目的に賛同し、活動に協力する者をもって構成する。

(入会・退会) 第6項 入会および退会は、本人の意思により自由に行うことができる。ただし、運営上の把握のため代表者に届け出るものとする。

第3条 役員

(役員) 第7項 本会に次の役員を置く。

1. 代表：1名
2. 副代表：1名
3. 会計：1名
4. 運営委員：2名

(役員の選任と任期) 第8項 役員は、会員の中から互選により選出する。役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4条 運営

(総会) 第9項 本会の最高意思決定機関として総会を置き、年1回開催する。総会では、活動報告および活動計画の承認、役員を選出等を行う。

(運営会議) 第10項 代表は、必要に応じて役員による運営会議を招集し、日常の活動に関する事項を決定する。

第5条 会計

(経費) 第11項 本会は営利を目的とせず、会費は徴収しない。2. 本会の活動にかかる経費は、寄付金、助成金、その他の収入をもって充てる。3. 会場使用料の実費相当分やイベント参加費として必要な経費を、その都度参加者から徴収することができる。

(会計年度) 第12項 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第6条 雑則

(委任) 第13項 この会則に定めのない事項については、役員会の合議により別に定める。

(附則) 本会則は、2025年6月14日より施行する。